

## 新潟市秋葉区農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 4 月 30 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 13 分

2 開催場所 秋葉区役所 602 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

1 番	鈴木 儀一
2 番	長井 範親

### 第 2 議事

議案第 1 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 3 号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第 4 号	新潟市秋葉区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

議案第 5号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年4月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全委員出席となっておりますので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので1番・鈴木委員、2番・長井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

本日は、審議の都合上、最初に、追加議案の議案第 5 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長

議案第 5 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてをご説明します。

追加議案書 1 ページ番号 1 をご覧ください。

譲受人 A 氏、譲渡人 B 氏、

車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

申請地は、農振農用地区域外農地の田、482 m<sup>2</sup>です。

本件譲受人は農地所有適格法人の構成員であり、本件許可後に当該土地の賃貸借権を法人が設定する予定であることから、現時点で個人名義の耕作面積が下限面積に抵触するものの、農林水産省事務次官発出の処理基準第 3-3-(4) 但し書きを根拠として許可相当と判断されます。

なお、判断に当たっては新潟県農地管理課と協議を行っております。

また、本件は農地部会に付されました。

次に追加議案書 1 ページ番号 2 番及び 3 番をご覧ください。

本件は借受人が同一で、貸付人がいずれも同居家族であることから一括説明いたします。

貸付人の番号 2 番は C 氏、番号 3 番は D 氏、借受人はいずれも E 氏、子成場地区の案件で、四柳委員の担当地区です。

申請地は 2 番が田 1 筆 1,159 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 2,608 m<sup>2</sup>、計 3 筆 3,767 m<sup>2</sup>、3 番が田 1 筆 598 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 727 m<sup>2</sup>、計 2 筆 1,325 m<sup>2</sup>、

2 番 3 番を合計すると、田 2 筆 1,757 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 3,335 m<sup>2</sup>、計 5 筆 5,092 m<sup>2</sup>です。

本件借受人は認定農業者の申請のため、自身が耕作する農地として家族間で使用貸借権を設定したものです。

従って、農地部会省略としております。

次に追加議案書 1 ページ番号 4 をご覧ください。

譲受人 F 氏、譲渡人 G 氏、

満願寺地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

申請地は、農振農用地区域外農地の畑 2 筆、197 m<sup>2</sup>です。

本件譲受人は水稻を主体として、蔬菜、果樹など合計約 4ha を妻と経営しています。

本件土地は傾斜地となっており、耕作の利便性が快適とは言えないことから、隣接地を耕作する譲受人に対し贈与を申し出たところ、土地の一体利用及び接道面積の拡大は望ましいとして合意したことから申請に及びま

した。

以上のことから総合的に勘案し、許可相当と判断されます。

また、農地部会に付されました。

なお、いずれも権利の移転行為に妨げとなる権利を有する者はありません。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和2年4月24日に開催されました農地部会における、農地法第3条の規定による意見決定2件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人A氏の代理人H氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人の要望により購入を決めたが、将来のことを考えA氏の名義によることとしたとのことでした。

また、法人転貸に係る段取りを尋ねたところ、基盤強化法により転貸することについて手続き済みとのこと、この後議案第1号で審議される予定です。

また、売買価格について相場観を尋ねたところ、申請地は白地であり、将来開発されればそれなりの値段がつくとは思いますが、基盤強化法適用外とのこと所得控除もなく、3条取引ということで相手も納得しているとのことでした。

なお、譲渡人と譲受人は近所に住んでいるとのことでした。

部会としては許可後の耕作を法人が行うことについて指導し、申請者もこれを了承しました。

次に、追加議案書1ページ4番の案件です。

本件の譲受人F氏から申請に至った理由について説明してもらいまし

た。

それによれば、現在自身が耕作している土地の隣接地で、土手下でもあり乗り入れ等も考えた場合に都合がよいため申請したとのことでした。

話はいつごろからあったか尋ねたところ、1年ほど前からだが、測量の都合がつかなかったためこの時期になったとのことでした。

部会としては、許可後は適切に管理することを指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第5号は、許可相当として意見決定することとしました。ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

議長

それでは次に移ります。

議案第1号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(白川係長)

議案書1ページ、議案第1号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1ページは売買、新津地区1件、筆数4筆、面積749㎡であります。

2ページは利用権設定の新規、新津地区2件、小須戸地区2件、筆数56筆、面積52,867㎡であります。

3 ページからは利用権の更新、新津地区 9 件、筆数 32 筆、面積 24,788 m<sup>2</sup>であります。

5 ページからは利用権の移転、新津地区 1 件、小須戸地区 18 件、筆数 177 筆、面積 161,710 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

10 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和 2 年 5 月 19 日となります。

11 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

（委員退席）

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

笠原委員

6 番笠原です。3 ページの 1 番、譲受人 L 氏のところで、契約金が 38,564 円となっておりますが、この根拠について教えていただきたいと思っております。

事務局

この案件は、契約の更新です。契約内容が更新前と同じ内容で、双方合意でこのような申請になったものです。

笠原委員

承知しました。

議長

他にありませんか。

（なし）

議長

他に、ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第1号は原案どおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

議長 それでは次に移ります。  
議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局  
の説明をお願いいたします。

田中係長 議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてをご説明  
します。  
議案書12ページ番号1をご覧ください。  
譲受人F氏、譲渡人G氏、  
満願寺地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。  
本件は既存施設の拡張に関する転用許可申請です。  
申請地は農振農用地区域外農地の休耕畑2筆、23.49m<sup>2</sup>で、接続する農地  
が10ha未満であり、住宅地に囲まれた土地改良区域外の小規模農地である  
ことから第2種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえで許可できるも  
のです。  
従って本件の計画は、現在使用する住宅接続道路の拡張を行うために小  
規模転用するものであることから、代替不能であり、許可相当と判断され  
ます。  
なお、本件は農地部会に付されました。  
また、権利の移転行為に妨げとなる権利を有する者はおりません。  
以上、事務局説明を終わります。

議長 ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開  
かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について報告します。

本件の対象者 F 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、自己所有地の私道について道幅が狭いため、拡幅を目的として譲渡し人と協議し合意したとのことでした。

いつ頃からの話が尋ねたところ、話は以前からあったが、測量の準備が整ったため申請したとのことでした。

譲渡人は近所か尋ねたところ、近隣住民とのことでした。

部会としては許可後、計画に従い転用する旨を指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第3号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

田中係長

議案第4号、事業計画変更承認申請に関する処分決定についてをご説明します。

議案書13ページ番号1をご覧ください。

申請者、株式会社I代表取締役社長J氏、

蒲ヶ沢地区の案件で木伏委員の担当地区です。



本件は令和元年5月31日付、指令第6号により農地法第5条一時転用許可が出ておりますが、一時転用許可期間について作業工程に変更が生じたため、一年間の延長を申請したものです。

変更理由については着手時期遅延を原因として、農繁期出水時期と重複したため工程表の調整を行ったところ、当初期限に間に合わない見込みとなったためです。

これに伴い、一時転用に係る賃貸借権の設定延長について地権者は同意していることから、承認相当と判断されます。

また、権利の移転行為に妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、事業計画変更承認申請1件について報告します。  
議案書13ページ1番の案件です。

本件の申請者、株式会社I社員K氏に対し申請に至った理由を尋ねたところ、発注元の準備遅延を原因として着手時期がずれこみ、結果として送水期と重なったことから土地改良より工事着手延期要請を受けたため、当初許可期間に完了する目途が立たなくなったことから申請したとのことでした。

なお、変更点は一時転用許可期間のみであり、規格や仕様に変更はないとのことでした。

部会としては、許可後は計画に従い作業するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第3号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。  
議案第4号、新潟市秋葉区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

白川係長

議案書14ページ、議案第4号、新潟市秋葉区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について農林水産事務次官通知がありましたので、それに合わせて秋葉区農業委員会のあっせん基準についても一部改正を行うものです。

改正の内容については、16ページからの新旧対照表をご覧ください。

あっせん基準中、第4から農地利用集積円滑化団体を、第5(2)イから経営体育成支援計画を、第6から経営体育成支援事業を削除したものでございます。

19ページからは、改正後のあっせん基準案の全文となっております。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画(案)について  
農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
農地の転用事実に関する照会書について  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
農地法第5条転用届出に関する受理について  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の27ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります。  
中間管理事業による利用権の移転、新津地区1件、小須戸地区3件、筆数37筆、面積29,848㎡であります。  
続いて、議案書の28ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり8件受理いたしました。

(田中係長)

30ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり2件回答しました。  
31ページ及び32ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
です。  
記載内容のとおり5件受理しました。  
33ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり1件受理しました。  
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 長 井 範 親